

令和6年度
教育・保育施設等入所のご案内

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市子ども部保育課入所・給付グループ（市役所本庁舎2階）
TEL 028-632-2393・2394
FAX 028-638-8941



目 次

1 教育・保育施設等について	· · · · · P1
2 入所の申込みができる基本的な要件について	· · · · · P2
3 支給認定申請について	· · · · · P2
4 申込みから入所までの流れ	· · · · · P4
5 入所の申込みについて	· · · · · P6
6 郵送による申請について	· · · · · P9
7 マイナポータルによる電子申請について	· · · · · P10
8 保育所等への「育児休業明け入所予約制度」について	· · P11
9 送迎保育ステーションについて	· · · · · P14
10 広域入所について	· · · · · P16
11 利用調整について	· · · · · P18
12 利用者負担額（保育料）について	· · · · · P20
13 利用者負担額（保育料）基準額表（月額）	· · · · · P23
14 幼児教育・保育の無償化について	· · · · · P24
15 よくある質問（Q&A）	· · · · · P26
16 入所後のお手続き	· · · · · P32
17 教育・保育施設等一覧表	· · · · · P34
18 位置図	· · · · · P40
19 その他保育サービスのご案内	· · · · · P42

1 教育・保育施設等について

教育・保育施設等とは、「幼稚園」「認定こども園」「保育所」「地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）」になります。

幼稚園とは

満3歳から小学校就学前までのお子さまが、さまざまな遊びを通した教育を受け、小学校以降の教育の基盤を培うことができる子どもが出会う一番初めの学校です。

お昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施します。なお、幼児教育に従事する職員は、「幼稚園教諭免許」を有しております。

認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設で、学校教育・保育と一緒に受けることができます。

認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

保護者の働いている状況に関わりなく、学校教育・保育と一緒に受けることができます。また、すべての子育て世帯を対象に、子育て相談や親子の交流の場を提供します。

なお、学校教育・保育に従事する職員は、「保育教諭」又は「幼稚園教諭免許」、「保育士資格」のいずれかを有しております。

保育所とは

保護者の就労状況などに応じて保育が必要なお子さまの保育を行う児童福祉施設です。0歳から小学校就学前までのお子さまに、健やかな発達を保障する養護と就学前に必要な教育を実施します。

1日11時間の開所時間のほかに、園により延長保育や子育て相談、一時預かりなど様々なニーズに応じた保育を実施します。なお、保育に従事する職員は、「保育士資格」を有しております。

地域型保育事業とは

0歳～2歳児までを対象にした、地域における多様な保育ニーズに対応するための事業です。

【家庭的保育事業】

家庭的な雰囲気のもとで少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的保育者（保育ママ）の自宅で、保育を実施します。なお、家庭的保育者は、市（町村）長が行う研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市（町村）長が認める者です。（家庭的保育補助者は、市（町村）長が行う研修を修了した者です。）

【小規模保育事業】

少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を実施します。

A、B型は、保育所の配置基準（0歳児は3名、1、2歳児は6名につき職員を1名配置）より1名以上多く職員を配置します。C型は乳幼児3名につき、1名の職員を配置します。

なお、保育に従事する職員は、A型がすべて「保育士資格」、B型はその半数以上が「保育士資格」を有しております。C型は「家庭的保育者」であり、市（町村）長が行う研修を修了した保育士、又は、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市（町村）長が認める者です。

【事業所内保育事業】

会社内や事業所内の保育施設などで、保育所の配置基準に基づき、従業員のお子さまと、地域のお子さまと一緒に保育します。

なお、利用定員20名以上の施設において、保育に従事する職員はすべて、「保育士資格」を有しております。利用定員19名以下の施設の職員は、その半数以上が「保育士資格」を有しております。

【居宅訪問型保育事業】

障がいや疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、お子さまの自宅で1対1の保育を実施します。

なお、保育に従事する職員は、小規模保育事業のC型同様、市（町村）長が認める者です。

2 入所の申し込みができる基本的な要件について

○幼稚園、認定こども園の教育部分に申し込みをする場合

- ◇ 宇都宮市に居住し、お子様が満3歳（3歳になる誕生日の1日前）を迎えており、就学前であることが要件となります。

○保育所、認定こども園の保育部分、地域型保育事業に申し込みをする場合

- ◇ 宇都宮市に居住し、保護者が保育を必要とする事由に該当することが要件となります。

(例) 就労の場合、月64時間以上の就労を常態としていることが最低条件です。

- ◇ 認定こども園・私立保育所・地域型保育事業については生後2か月を経過した翌月から、公立保育所については生後6か月を経過した翌月から入所を希望できます。

(参考)

生まれ月	最短での入所希望月	
	認定こども園・私立保育所・地域型保育事業	公立保育所
4月生まれ	7月入所	11月入所
5月生まれ	8月入所	12月入所
6月生まれ	9月入所	1月入所
7月生まれ	10月入所	2月入所
8月生まれ	11月入所	3月入所
9月生まれ	12月入所	4月入所
10月生まれ	1月入所	5月入所
11月生まれ	2月入所	6月入所
12月生まれ	3月入所	7月入所
1月生まれ	4月入所	8月入所
2月生まれ	5月入所	9月入所
3月生まれ	6月入所	10月入所

※認定こども園については0歳児クラスの受け入れがない園もありますので、37ページをご覧ください。

3 支給認定申請について

教育・保育施設（認定こども園や幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する場合、保護者の申請により、支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

（1）支給認定区分

認定区分	認定基準	対象	利用施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上で、教育を希望する子ども	認定こども園（教育部分）
			幼稚園
2号認定	保育認定	満3歳以上で、保護者が就労等のために保育を必要とする子ども	認定こども園（保育部分）
			保育所
3号認定（※）	保育認定	満3歳未満で、保護者が就労等のために保育を必要とする子ども	認定こども園（保育部分）
			保育所、地域型保育事業

※ 3号認定の支給認定申請は、産後休暇明け57日目から、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合に可能です。

ただし、教育・保育施設等の利用調整は、生後2か月を経過した翌月からとなります。

(2) 保育を必要とする事由

2号及び3号認定の支給認定にあたっては、保護者の申請に基づき、以下の基準で認定します。

保育を必要とする事由	保育の必要量（時間区分）	認定期間・保育施設に在籍できる期間
① 1か月当たり、64時間以上の就労を常態としていること	保育標準時間（月120時間以上の場合） 保育短時間（月64時間以上の場合）	事由に該当する期間
② 妊娠中であるか、出産後間もないこと	保育標準時間（希望により短時間も可）	出産予定日の前後2か月の最大5か月間
③ 保護者が疾病、負傷、精神もしくは身体に障がいを有していて、保育が困難であること	保育標準時間（希望により短時間も可）	事由に該当する期間
④ 同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること	保育標準時間（月120時間以上の場合） 保育短時間（月64時間以上の場合）	事由に該当する期間
⑤ 就学・技能習得していること	保育標準時間（月120時間以上の場合） 保育短時間（月64時間以上の場合）	事由に該当する期間
⑥ 災害復旧にあたっていること	保育標準時間（希望により短時間も可）	事由に該当する期間
⑦ 虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間（希望により短時間も可）	事由に該当する期間
⑧ 求職活動していること	保育短時間	3か月間
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用しているお子さまがいて継続利用が必要であると認められること（※在園児のみ認定対象）	保育短時間	33ページ参照
⑩ その他、お子さまを保育できない特別な理由があること	市が認める時間区分	事由に該当する期間

(3) 保育の必要量の区分

保育施設を利用する時間は、保護者の「保育の必要とする事由」に応じて、「保育標準時間」（最大利用可能時間は11時間）と「保育短時間」（最大利用可能時間は8時間）の2つに区分されます。

保育の必要量のイメージ

それぞれの世帯の就労実態等に応じて、認定の範囲内で利用することになります。

7:00 9:00 10:00 14:00 17:00 18:00



※ 上記はあくまでもイメージであり、開始、終了時間は施設により異なります。

※ 「保育短時間」の時間帯は、施設ごとに決定するものであり、利用時間によって延長保育料かかる場合もあります。施設ごとの「保育標準時間」「保育短時間」の時間帯は、34ページ以降の「17 教育・保育施設等一覧表」をご参照ください。

(4) 支給認定申請についての注意事項

- ① 保育を必要とする要件について虚偽の申請を行った場合、過料が科されることがあります。
- ② 教育・保育施設等の入所後に、退職や育児休業などで上記の要件がなくなった場合や、市外に転出した場合、当月末で退所となる場合もあります。
- ③ 妊娠・出産要件で申請し入所した場合、要件期間満了後に引き続き在園することを希望されても、教育・保育施設等は妊娠・出産要件の満了をもって原則退所となります。
- ④ 支給認定を受けた保護者の方へ「支給認定証交付通知書」を送付いたします。
「保育施設等利用調整結果通知書」とは異なりますのでご注意ください。

4 申込みから入所までの流れ

幼稚園、認定こども園（教育部分）に申込みをする場合

施設の見学

◇入所を希望される場合は、事前の見学をお勧めします。
見学日時等は、直接、各施設にお問い合わせください。

入所申込み

◇希望施設に直接申込を行います。
申込期限等は、直接、各施設にお問い合わせください。

内 定

◇施設から入園の内定を受けます。

支給認定申請

◇施設を通じて市に認定を申請します。
支給認定証は施設を通じて市から交付されます。

契 約

◇施設と契約をします。

入 所



保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業に申込みをする場合

施設の見学

- ◇ 入所を希望される方は、事前の見学をお勧めします。
※事前見学されていない場合、利用調整できない場合もあります。
保育内容や保育料以外の費用の徴収の有無などを確認の上、お申込みください。見学日時等は、直接、各施設にお問い合わせください。

受け入れ公表

- ◇ 毎月25日頃に市ホームページにて、翌々月の入所の受け入れ状況を園ごとに公表します。（令和5年1月～令和6年4月の入所は、締切日の約1週間前に公表予定）
受け入れ状況は、公表時点での目安であり、保育士の配置や教育・保育施設等の状況によって変動することがあります。

支給認定申請 入所申込み



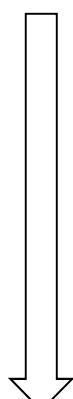
- ◇ 必要書類（7～8ページ参照）をすべてそろえ、下記の入所希望月の申込受付期間中に、申込受付窓口に提出してください。
- ※ 郵送による申請やマイナポータルを用いた電子申請も可能です。（9～10ページ参照）
- ※ 育児休業明けの場合、復帰される月の前月入所から申込みが可能です。

利用調整



- ◇ 入所申込み締切後に、教育・保育施設等の利用を希望する方の利用調整を行います。保育の必要性を客観的に審査し、必要性の高い方から、希望の教育・保育施設等の受け入れ可能数の範囲内で、入所者を調整していきます。
- ◇ 内定となった方には、入所決定月の前月中旬頃、内定した教育・保育施設から、電話連絡があります。
- ◇ 入所保留となった方のうち、入所申込み時にあっせんの希望を「有」に選択した方には、受け入れ枠の余裕がある教育・保育施設等の情報提供をします。希望者のうち、必要性の高い方から、教育・保育施設等の受け入れ可能数の範囲内で、入所者を調整していきます。

結果通知



- ◇ **内定した場合**…『保育施設等利用調整結果通知書』『利用者負担額（保育料）決定通知書』を送付します。該当する方には『宇都宮市利用者負担額（保育料）口座振替依頼書』もお送りいたします。
- ◇ **入所をお待ちいただく場合**…『教育・保育施設等入所保留通知書』を送付します。入所申込みをした月のみの発送となります。ご希望があれば、申し込み月以降も発送できますので、保育課までご連絡ください。
利用調整は翌月以降も引き続きおこないます。書類に変更がなければ申込書類の再提出は不要です。
- ※ **内定をキャンセルされた場合**、当該月の保留通知を発行することはできませんのでご注意ください。
- ◇ 利用調整の結果については、電話でも確認可能です。結果確認の目安は、入所希望月の前月20日以降となります。
(連絡先：028-632-2393・2394)

面談



- ◇ 入所決定後に各教育・保育施設等で面談を行います。また、健康診断を受けていただきます。（入所決定後、入所先の施設との面談の際に説明します。）
- ◇ 『入所』及び『慣らし保育』は月の初日からです。『慣らし保育』は、児童の集団生活への適応などを目的として、徐々に時間を長くしていきます。（年齢や個人の状況に合わせて行います。）

5 入所の申込みについて

申込受付期間

	入所希望月	窓口での申込受付期間	受入れ状況公表予定	
令和5年度	令和5年11月	9月6日（水）～10月5日（木）	9月25日頃	
	令和5年12月	10月6日（金）～10月31日（火）	締切日の 約1週間前	
	令和6年1月			
	令和6年2月	11月1日（水）～11月21日（火）		
	令和6年3月			
令和6年度	入所希望月	窓口での申込受付期間	受入れ状況公表予定	
	令和6年4月	1次受付 12月1日（金）～12月20日（水）	締切日の 約1週間前	
		2次受付 1月16日（火）～2月9日（金）		
		3次受付※ 2月20日（火）～3月1日（金）		

※ 3次受付は、市内への転勤、転入等に対応するために設けています。希望できる施設はその時点
で受入が可能な施設をご案内します。ご了承ください。

入所希望月	窓口での申込受付期間	受入れ状況公表予定
令和6年5月	3月6日（水）～4月5日（金）	3月25日頃
令和6年6月	4月8日（月）～5月8日（水）	4月25日頃

→ 令和6年7月以降の申込受付期間は、令和6年4月頃にご案内いたします。

出生前のお子さまの申請について

申込受付期間の都合上、2・3・4月の入所希望者に限り、出生前のお子さまの仮申請が可能です。
ただし、出生後に下記の日程で本申請を行って頂く必要がございますのでご注意ください。

仮申請の受付は、保育課（市役所本庁舎2階D9番窓口）のみとなります。

○2月入所希望者 → 令和5年12月28日（木）まで

○3月・4月入所希望者 → 令和6年2月9日（金）まで

申込場所

- ◇ 保育課（市役所本庁舎2階D9番窓口）（午前8時30分～午後7時）
- ◇ 平石・富屋・姿川・河内地区市民センター（午前8時30分～午後5時15分）
- ◇ 認定こども園・保育所・地域型保育事業（開園時間内）

→ 上記、教育・保育施設にご提出の場合は、申込の期限に余裕を持ってご提出ください。

«下記①または②に該当される場合は、本庁保育課のみでの受付となります。»

①	宇都宮市外から転入予定で申込みをされる方	宇都宮市外から転入予定で申込みをされる場合は、 <u>本庁保育課</u> またはお住まいの市区町村の窓口での受付となります。 お住まいの市区町村の窓口で申込みされる方は、16ページの「10 広域入所について」もご参照ください。
②	面接が必要なお子さま <ul style="list-style-type: none"> ・直近の乳幼児健診を未受診の方 ・直近の乳幼児健診で『要観察』と母子手帳に記載がある方（健康、要観察どちらにも記載がない場合を含む） ・発達に不安をお持ちの方 ・母子健康手帳を紛失した方 ・発達支援児保育※を希望される方 ・医療的ケア※を必要とするお子さま 	<p>左記のいずれかに該当される方は、<u>保育課でお子さまの面接を行いますので事前にお問い合わせください。</u></p> <p><u>医療的ケアを必要とするお子さまにつきましては、受入準備に時間を要するため、お早めにご相談ください。</u>また、申込みまでに別途必要な書類を準備していただく場合がございます</p>

※発達支援児保育とは

障がいのあるお子さまとないお子さまが共に育ちあうことを目的として、心身に障がいや発達につまずきがあるお子さまに対して、発達の状況に応じた丁寧な関わりを行う保育です。

※医療的ケアとは

たんの吸引や経管栄養等、日常生活を送る上で必要不可欠な生活を援助する医療的行為のことで、ケアを行うのは看護師等の特定の人間に限られており、事前に保育課との相談等が必要です。

必要な書類

各種申請書・届出書一覧 HP→



◇ 下記のうち、該当する書類をすべてそろえて、ご提出ください。

必要書類		<input checked="" type="checkbox"/>
全員提出が必要	支給認定申請書・入所（園）申込書	申込みするお子さまの人数分必要です。世帯全員分のマイナンバーの記載が必要です。
持参が必要	保育を必要とする状況の確認書類	<u>父・母</u> それぞれ必要です。8ページの「保育を必要とする要件と書類等について」をご参照ください。 ※きょうだい同時申請の場合、保育を必要とする状況の確認書類（就労証明等）は原本とコピーの使用が可能です。
持参が必要	健康状況申告書	申込みするお子さまの人数分必要です。
【重要】個人番号（マイナンバー）確認書類		<input checked="" type="checkbox"/>
世帯全員の個人番号が確認できる書類（①～④のいずれか）		① マイナンバーカード
		② マイナンバー通知カード
		③ 個人番号通知書
		④ 個人番号記載の住民票の写し
持参が必要	申請者の身元が確認できる書類	マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等、顔写真付きの身分証明書にて住所や氏名を確認します。

◇ 保育を必要とする要件と書類等について

保育を必要とする事由	認定に必要な書類
① 1か月当たり、64時間以上の就労を常態としていること	就労証明書（簡易版） ※自営業の場合、開業届出書や営業許可証、確定申告書の写しなど、客観的に事業内容が分かる書類の提出を求める場合があります。
② 妊娠中であるか、出産後間もないこと (出産予定日の前後2か月の最大5か月)	新生児の母子健康手帳の写し (表紙及び出産予定日がわかるページ)
③ 保護者が疾病、負傷、精神または身体に障がいを有していて、保育が困難であること	(1) 医師の診断書（保育が困難と判断できる診断書） (2) 障がい者手帳・療育手帳等の写し（氏名と障がいの程度が分かるページ） (1)または(2)のどちらかをご提出ください。
④ 同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること	(1) 医師の診断書等、被介護者の介護・看護の必要性が分かるもの (2) 介護計画表（市様式） (1)と(2)の両方をご提出ください。
⑤ 就学・技能習得していること	(1) 学生証（在学証明書）の写し、受講の証明ができるもの (2) カリキュラム表等、日中の保育ができない時間・日数が確認できるもの (1)と(2)の両方をご提出ください。
⑥ 災害復旧にあたっていること	災証明書等
⑦ 虐待やDVのおそれがあること	第三者機関の証明
⑧ 求職活動していること	(1) 求職活動専念申立書（市様式） (2) ハローワークカード・雇用保険受給証明書の写し (2)は所持している場合のみ提出してください。
⑨ その他、お子さまを保育できない 特別な理由があること	市が必要とする書類

※就労証明書や医師の診断書等、証明日の記載が必要な書類に関しては入所希望月から半年以内に証

明されたものが有効です。（例）令和6年4月入所申込の場合、令和5年10月1日以降の証明日

※各種証明書の内容について、発行元に問い合わせる場合がありますので、ご了承ください。

※教育・保育施設等の入所申込の手続きには、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」に基づき、「支給認定申請書・入所（園）申込書」へのマイナンバーの記載及び窓口での番号確認が必要です。

該当する場合に提出が必要		<input checked="" type="checkbox"/>
父母が離婚前提で別居中	(1) 世帯状況の申立書（様式は任意のもので構いません） (2) 離婚調停中であることが分かる書類 （裁判所からの調停期日通知書等） ※(1)と(2)の両方の提出ができない場合、父母両方の要件書類が必要となります。	
外国籍の方	在留カードまたは特別永住者証明書の写し（表面・裏面）	
生活保護受給中の方	生活保護受給証明書	

入所申込み後に、保護者の婚姻、離婚、転居等により家庭状況が変わった場合や保護者の勤務先等に変更があった場合は、すみやかに保育課までご連絡ください。（利用調整の際の合計指數などに影響する場合があります。）



6 郵送による申請について（市内在住者のみ）

- ◇ 入所を希望する月の受付期間をご確認いただき、提出書類チェックシート及び申込書類をすべて同封し、封筒の表面に朱書きで「保育所入所申込書在中」と記載のうえ、下記の郵送先へ送付してください。（締切日必着分までを受付します。）

郵送先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市子ども部保育課 入所・給付グループ 行

郵送による申込受付期間

	入所希望月	郵送による申込受付期間
令和5年度	令和5年11月	9月6日（水）～9月25日（月）必着
	令和5年12月	10月6日（金）～10月20日（金）必着
	令和6年1月	
	令和6年2月	11月1日（水）～11月14日（火）必着
	令和6年3月	
	1次受付	12月1日（金）～12月14日（木）必着
令和6年度	2次受付	1月16日（火）～2月2日（金）必着
	3次受付	2月20日（火）～2月27日（火）必着
	令和6年5月	3月6日（水）～3月25日（月）必着
	令和6年6月	4月8日（月）～4月25日（木）必着

【郵送での注意事項】

- ・郵送での受付期間は窓口の受付期間とは異なりますのでご注意ください。
- ・郵便事故について、宇都宮市では一切責任を負いませんので、簡易書留等、追跡可能な郵送方法を推奨します。
- ・申込受付期間外に到着した場合、入所希望月の翌月からの入所選考となる場合があります。
- ・郵送での申請は、宇都宮市にお住まいの方が対象です。なお、広域入所をご希望の場合は郵送での申請はできません。また、市外にお住まいの方で、宇都宮市の保育施設の利用を希望する場合は、お住まいの自治体の窓口にご相談ください（広域入所の詳細は16～17ページの「10 広域入所について」もご参照ください）。
- ・「提出書類チェックシート」（宇都宮市ホームページに掲載）を参考に不足の書類等がないよう確認してください。
- ・提出書類に不備または不足書類があった場合、電話で連絡します。不足書類については、窓口申請の受付締切日までに必ず提出してください。提出がなかった場合は、入所希望月の利用調整の対象外となる場合があります。
- また、認定事由に該当しないと判断した場合、利用調整にかかる場合があります。
- ・面接が必要なお子さま（7ページ参照）は本庁保育課に来庁が必要になります。

7 マイナポータルによる電子申請について（市内在住者のみ）

- ◇ マイナポータル「ぴったりサービス」を用いた電子申請での受付を行っています。
電子申請を利用される場合には、入所を希望する月の受付期間を確認のうえ、「マイナポータル（ぴったりサービス）」から申請してください。また、具体的な申請方法等につきましては、宇都宮市ホームページをご確認ください。

▶マイナポータルサイト：<https://myna.go.jp/>



電子申請による申込受付期間

令和5年度	入所希望月	電子申請による申込受付期間
	令和5年11月	9月6日（水）～9月25日（月）必着
	令和5年12月	10月6日（金）～10月20日（金）必着
	令和6年1月	
	令和6年2月	11月1日（水）～11月14日（火）必着
	令和6年3月	
令和6年度	1次受付	12月1日（金）～12月14日（木）必着
	2次受付	1月16日（火）～2月2日（金）必着
	3次受付	2月20日（火）～2月27日（火）必着
	令和6年5月	3月6日（水）～3月25日（月）必着
	令和6年6月	4月8日（月）～4月25日（木）必着

【電子申請での注意事項】

- ・電子申請での受付期間は窓口の受付期間とは異なりますのでご注意ください。
※電子申請の締切は、申込受付期間終了日の23時59分までとなります。
- ・申込受付期間外に到着した場合、入所希望月の翌月からの入所選考となる場合があります。
- ・電子申請での申請は、宇都宮市にお住まいの方が対象です。なお、広域入所をご希望の場合は郵送での申請はできません。また、市外にお住まいの方で、宇都宮市の保育施設の利用を希望する場合は、お住まいの自治体の窓口にご相談ください（広域入所の詳細は16～17ページの「10 広域入所について」もご参照ください）。
- ・「提出書類チェックシート」（宇都宮市ホームページに掲載）を参考に不足の書類等がないよう確認してください。
- ・提出書類に不備または不足書類があった場合、電話で連絡します。不足書類については、窓口申請の受付締切日までに必ず提出してください。提出がなかった場合は、入所希望月の利用調整の対象外となる場合があります。また、認定事由に該当しないと判断した場合、利用調整にかかる場合があります。
- ・面接が必要なお子さま（7ページ参照）は本庁保育課に来庁が必要になります。

8 保育所等への「育児休業明け入所予約制度」について

◇ 入所予約制度について

お子さまが満1歳になる月に育児休業（法令上の育児休業に限らず、法人独自の就業規則等に基づいた休業を含む）から復職する方を対象に、早期に保育所等への入所申込ができ、結果が早く分かる、「育児休業明け入所予約制度」を実施しています。

（1）申込み・手続きの流れ

申込の条件	<ul style="list-style-type: none">保護者が、児童が満1歳（誕生日の前日）に達する日まで育児休業を取得し、休業前の職場に育児休業から復職する予定であること。 (産休中や育休中に退職したときは、入所予約取消となります。)入所希望月の翌月中に復職する予定であること。 ※各月初日生まれの児童は満1歳に達する翌日に復職する場合のみ、前々月の予約入所申請が可能。児童及び保護者の住民登録が宇都宮市にあること。 (申込み時点で宇都宮市に住民登録がない場合は、申込みできません。) (入園前に市外へ転出したときは、入所予約取消となります。)通常入所申込みを行っていないこと。 <p>※通常入所と重複する場合も、予約入所と通常入所の併願はできませんので御注意ください（既に市内及び市外保育所へ申込みしている場合は、通常入所申込みを取下げしてもらう必要があります。）</p> <p>・希望施設に事前見学をしていること（事前見学をされていない園は希望できません。）</p> <ul style="list-style-type: none">乳幼児健診（1か月健診）を受診済であること。 ※障がいや発育上気になることがあるときは、申込みの前に入所希望する保育施設や保育課へ必ずご相談ください。入所予約で内定した場合、原則内定キャンセルをしないこと。
入所希望可能月	育児休業が終了する月の前月、または当月
対象施設	0歳児クラスのある保育所（公立・私立）・認定こども園・地域型保育事業
申込方法	<ul style="list-style-type: none">窓口申請（保育課、地区市民センター（平石・富屋・姿川・河内））郵送申請 <p>※入所予約の申込は、各保育所や認定こども園等では受付できません。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none">育児休業明け予約申込書・同意書【入所予約制度用】保育を必要とする状況の確認書類 (父・母それぞれ必要です。8ページ「保育を必要とする要件と書類等について」をご参照ください。)健康状況申告書申請者の身元が確認できる書類（7ページ下部「個人番号（マイナンバー）確認書類」参照）
入所予約選考	通常の入所選考と同様に、「宇都宮市保育の実施選考基準」に基づき、入所予約選考を行います。
結果の通知	入所希望月の7か月前に、入所予約の利用調整結果の通知を送付します。 【入所予約が内定した場合】 利用調整結果のお知らせに記載される期日までに、指定の書類を提出してください。（7～8ページ「必要な書類」をご参照ください。） 【入所予約ができなかった場合】 引き続き入所を希望する場合、通常入所申込みへ新たに申請していただく必要があります。入所月に応じた通常申込締切日までに、再度必要書類を揃えて申込をしてください。（6ページをご参照ください。）

(2) 申込受付期間

○入所希望月はお子さまの出生月と復職日に合わせてお選びください。

お子さまの出生月	入所希望可能月	申込期間	
		窓口申請	郵送申請(締切日必着)
令和5年 5月生 (令和5年 5/2～ 6/1)	令和6年 5月	令和5年 8/ 1(火)～ 10/ 2(月)	令和5年 8/ 1(火)～ 9/25(月)
6月生 (令和5年 6/2～ 7/1)		令和5年 9/ 1(金)～ 10/31(火)	令和5年 9/ 1(金)～ 10/24(火)
6月生 (令和5年 6/2～ 7/1)	令和6年 6月	令和5年 10/ 3(火)～ 11/30(木)	令和5年 10/ 3(火)～ 11/24(金)
7月生 (令和5年 7/2～ 8/1)		令和5年 11/ 1(水)～ 令和6年 1/ 4(木)	令和5年 11/ 1(水)～ 12/21(木)
8月生 (令和5年 8/2～ 9/1)	令和6年 8月	令和5年 12/ 1(金)～ 令和6年 1/31(水)	令和5年 12/ 1(金)～ 1/24(水)
9月生 (令和5年 9/2～10/1)		令和6年 1/ 4(木)～ 令和6年 2/29(木)	令和6年 1/ 4(木)～ 2/22(木)
10月生 (令和5年10/2～11/1)	令和6年 9月	令和6年 2/ 1(木)～ 令和6年 4/ 1(月)	令和6年 2/ 1(木)～ 3/25(月)
11月生 (令和5年11/2～12/1)		令和6年 3/ 1(金)～ 令和6年 4/30(火)	令和6年 3/ 1(金)～ 4/23(火)
12月生 (令和5年12/2～1/1)	令和6年11月	令和6年 4/ 1(月)～ 令和6年 5/31(金)	令和6年 4/ 1(月)～ 5/24(金)
1月生 (令和6年 1/2～2/1)		令和6年 5/ 1(水)～ 令和6年 7/ 1(月)	令和6年 5/ 1(水)～ 6/24(月)
2月生 (令和6年 2/2～3/1)	令和7年1月	令和6年 6/ 3(月)～ 令和6年 7/31(水)	令和6年 6/ 3(月)～ 7/24(水)
3月生 (令和6年 3/2～4/1)			
3月生 (令和6年 3/2～4/1)	令和7年3月		
4月生 (令和6年 4/2～5/1)			

(3) 注意事項

○育児休業からの復職日の記載については、以下を参考にして下さい。

例：令和5年9月生まれの場合

お子さまの誕生日	入所希望可能月	育児休業復職日	備考
令和5年 9/1	令和6年7月	令和6年 9/1のみ	9/2以降の復職は×
	令和6年8月	令和6年 9/1～ 令和6年 9/30	満1歳になるまでは育児休業を取得すること。 (9/1より前の復職は×)
令和5年 9/2	令和6年8月	令和6年 9/2～ 令和6年 9/30	10/1以降の復職は×
	令和6年9月	令和6年 9/2～ 令和6年 10/31	満1歳になるまでは育児休業を取得すること。 (9/2より前の復職は×)
令和5年 9/30	令和6年8月	令和6年 9/30のみ	10/1以降の復職は×
	令和6年9月	令和6年 9/30～ 令和6年 10/31	満1歳になるまでは育児休業を取得すること。 (9/30より前の復職は×)

※復職日が職場の休業日にあたる場合は、実際の勤務開始日が翌営業日でも問題ございません

○通常入所への移行について

予約入所でお申込みされる場合、同時期の通常入所にはお申し込みができませんのでご注意ください。

特に、令和6年7月～10月に予約入所をご希望される場合、申請期間が重複している令和6年4月の通常入所には同時に申しこみができませんのでご注意ください。

予約入所で内定が決まらず、通常入所に移行する場合、通常入所期間（6ページ参照）に申請書類（7ページ参照）を揃えていただき、新たに申請してください。

○その他

- ・本市のホームページにて、入所予約の受入状況を園ごとに公開します。受入状況は、公表時点での目安であり、保育士の配置や教育・保育施設等の状況によって変動することがあります。
- ・予約による入所可能数は若干名であるため、申請者全員が予約できるとは限りません。
- ・予約入所で内定が決まった場合、原則内定キャンセルができませんのでご注意ください。
やむを得ず内定キャンセルする場合、早急に保育課までご連絡ください。

入所予約制度に関する情報につきましては、宇都宮市ホームページをご確認ください。

“宇都宮市ホームページ：保育所等への「育児休業明け入所予約制度」”
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kosodate/hoiku/nyusho/1030336/index.html>



9 送迎保育ステーションについて

◇ 送迎保育について

送迎保育ステーションにおいて朝・夕にお子さまを預かり、専用バスにてお子さまが在籍する施設へ送迎を行うものです。

(1) 対象となる児童

宇都宮市より2号認定を受け、下記(4) 送迎先施設に入所している又は入所を予定している3歳児クラス以上のお子さま

※ 新2号認定や他市町村において2号認定を受けているお子さまはご利用いただけません。

(2) 送迎保育ステーション

施設名	住所	実施日・時間	定員
送迎保育ステーション 「未来」	宇都宮市東宿郷2-18-2 サンライズ宇都宮1階	月曜日～金曜日 7:00～20:00	30名 (3・4・5歳児 原則各10名)

(3) 利用料金（生活保護世帯・市民税非課税世帯・里親等は0円）

月額：2,000円

延長利用料（18時以降）：日額250円又は月額2,800円（事前選択制）

(4) 送迎先施設（令和5年10月時点）15ページ（9）送迎先地図参照

宇都宮保育園	御幸保育園
今泉保育園	宇都宮大学まなびの森保育園
不動前保育園	あさひの保育園
ようとう保育園	ひので保育園
認定うつのみやこども園東うつのみや保育園	認定こども園さくらが丘
認定こども園清愛幼稚園	松ヶ峰幼稚園認定こども園
認定こども園愛隣幼稚園	

(5) 申込受付期間

6～9ページの「申込受付期間」に記載のある申込受付期間（窓口・郵送それぞれの申込受付期間）内に市保育課へ送迎保育ステーションの申請書及び健康状況申告書をご提出いただきます。

保育課窓口での受付期間は6ページを参照してください。なお、電子申請での申込は対象外となっておりますので窓口又は郵送でお申込みください。

(6) 申請書提出先

ア 送迎先施設への入所の申請を初めて行う場合：入所の申込みと一緒に送迎保育ステーションの申請書をご提出ください。

イ 送迎先施設にすでに入所している場合：在籍園を通じて申請書及び健康状況申告書をご提出ください。

ウ 送迎先施設へ転園を希望する場合：在籍園を通じて転園に必要な申請書類と送迎保育ステーションの申請書をご提出ください。

エ 送迎先施設の入所申込済（利用調整中）の場合：送迎保育ステーションの申請書を保育課までご提出ください。

(7) 利用開始までの流れ

送迎保育ステーションの申請書を受領後、5ページ「4 申込みから入所までの流れ」に記載の利用調整と同時に送迎保育ステーションの利用調整を行い、利用が決定した際は、送迎保育ステーションから電話連絡があります。後日、利用に向けて送迎保育ステーション職員との面談があります。また、市からは決定通知を発送します。なお、利用開始は月の初日からです（慣らし保育がある場合は、慣らし保育期間の終了からご利用いただけます。慣らし保育期間については、入所される施設にご確認ください。）。

(8) 送迎保育ステーション利用日の流れ

7:00 8:00 9:00 16:00 17:00 18:00 20:00

送迎保育ステーションにて預かり	送迎バスで在籍園へ移動	在籍園での保育	送迎バスで在籍園から移動	送迎保育ステーションにて預かり	延長利用
-----------------	-------------	---------	--------------	-----------------	------

※ 送迎保育ステーションのバスは定められた時間の一往復のみとなります。

朝又は夕方のみの利用も可能ですが、利用料金は変わりません。

(9) 送迎先施設地図



◇ 送迎保育ステーションについてのお問い合わせ

- ・送迎保育ステーション「未来」: 028-680-5207
<https://www.ekihigashihokku.com/station>



- ・子ども部保育課企画グループ: 028-632-2384

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kosodate/hoiku/1029035.html>



10 広域入所について

(郵送・電子申請は不可)

広域委託・・・「宇都宮市民」の方が **市外の保育施設** を申込む場合

宇都宮市にお住まいの方が、市外に転出する予定がある、または勤務地がある等の理由から、市外の保育施設の利用を希望する場合は、宇都宮市役所保育課にて申込みを受け付けています。

【申込み・選考の流れ】

支給認定申請
入所申込み

- ◇ 希望保育施設のある市区町村の保育施設担当課に、転出予定の有無や希望する理由等をお伝えいただき、申込みの要件に該当する場合は、申込期間をご確認のうえ、必要書類をご用意ください。
- ◇ 申込場所：『宇都宮市役所 保育課』のみ
- ◇ 申込期間：希望施設のある市区町村の締切日 1週間前まで
- ◇ 書類の様式：原則宇都宮市の様式をご利用いただけます。
ただし、市外に転出予定がある方のみ、転出先市区町村の様式での受付も行っております。

協議
(申請書類の送付)

- ◇ 宇都宮市が申込書類を確認し、希望保育施設のある市区町村へ協議します。
- ◇ 協議先の市区町村が選考を行います。

回答

- ◇ 協議先の市区町村から、宇都宮市に選考結果が届きます。

結果の連絡

- ◇ 宇都宮市から保護者へ選考結果を通知します。

ただし、宇都宮市内及び市外の併願で、どちらか一方でも内定キャンセルをされた場合は、その月の保留通知は出ませんのでご注意ください。

【申込みの際の注意事項】

① 市外に転出予定がある方

- ◇ 転出先市区町村の定める期日までに住民票の異動を行い、転出先市区町村の保育施設担当課で新たに保育施設の利用申込手続きを行ってください。

② 転出予定がない方（市外に勤務地がある等）

- ◇ 希望保育施設がある市区町村にお住まいのお子さまが優先で選考が行われますので、優先度が低くなります。ご了承のうえお申込みください。
- ◇ 広域入所は単年度契約です。年度末までの利用となり、就学前まで利用できるとは限りません。

広域受託・・・「市外にお住まい」の方が 宇都宮市の保育施設 を申込む場合

市外にお住まいの方が、宇都宮市の保育施設等の利用を希望する場合、『宇都宮市に転入予定』または、『宇都宮市に勤務地がある』『宇都宮市が通勤経路上に含まれる』『里帰り出産』の場合は申し込みが可能です。

☆申込み受付期間は、6ページを参照してください。

転入予定の場合

2つの申し込み方法があります。

- ① お住まいの自治体を通して申請する方法



お住まいの自治体の窓口にご相談の上
手続きをしてください。
申込書類は、お住まいの自治体の様式でも
宇都宮市の様式でも可能です。

- ② 宇都宮市役所保育課に来庁し、

直接申請する方法



宇都宮市の様式のみ受付可能
(7ページ参照)

①②いずれの場合も

- (1)家やアパートの売買・賃貸契約書等の写し（転入先住所、転入時期がわかるもの）
(2)転入に関する申立書（入所希望月の前月末日までに宇都宮市に転入することを誓約するもの）
※申立書の様式は任意のものでご用意ください。
(1)または(2)のいずれかをご提出ください。

※入所月の前月末日までに転入の手続きがされない場合、内定取消となりますのでご注意ください。



お住まいの自治体の様式で申込みされた方は、宇都宮市に転入後、保育施設等の申込書類一式を宇都宮市の様式で書き換えていただく必要があります。

転入予定がない場合

以下の条件に該当する必要があります。

- ①勤務地が宇都宮市内
- ②宇都宮市が通勤経路上に含まれる
- ③里帰り出産

申込みは【お住まいの自治体の様式】を用意し、【お住まいの自治体を通して】申請してください。

【申込みの際の注意事項】

- ◇ 宇都宮市にお住まいのお子さまが優先で選考を行いますので、市外にお住まいの方は優先度が低くなります。ご了承のうえお申込みください。
- ◇ 広域入所は単年度契約です。年度末までの利用となり、就学前まで利用できるとは限りません。

11 利用調整について

利用調整とは、2号認定、3号認定を受けたお子さまの入所（利用）にあたり、利用申込み手続き時に提出していただいた「保育を必要とする状況の確認書類（就労証明書等）」や世帯状況に基づき、保育の必要性を客観的に審査し、その必要性の高いお子さまから、各保育所などの受入可能数の範囲内で入所（利用）者を調整していく「入所選考」のことです。

入所選考の方法は、保護者の就労状況やお子さまの状況などを「宇都宮市保育の実施選考基準」に基づき指数化し、合計指数が高いお子さまから入所（利用）者を決定していきます。

【基準指数表】

「宇都宮市保育の実施選考基準」

No.	種別	保護者（父母）の状況	指標	実施期間
1	就労	月160時間以上の就労を常態	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間
		月140時間以上の就労を常態	9	
		月120時間以上の就労を常態	8	
		月100時間以上の就労を常態	7	
		月80時間以上の就労を常態	6	
		月64時間以上の就労を常態	5	
2	妊娠 出産	妊娠・出産 (切迫流産などは疾病として扱う)	7	出産予定月の前後2か月の期間
3	疾病	入院1ヶ月以上	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間
		常時病臥 居宅内療養 精神疾患	10	
			10	
			8	
		一般療養 安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）	8	
4	障がい	身体障がい者手帳を有し1・2級程度	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間
		療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しA1・A2・B1, 1・2級程度	10	
		療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しB2程度, 3級程度	8	
		身体障がい者手帳を有し3級程度	6	
		身体障がい者手帳を有し4~6級程度	4	
4	同居親族 の介護	施設等の付添い	就労時間に準ずる	最長就学前までの、保育を必要とする期間
		重度障がい者等の全介護（要介護5, 4) 常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合 (全介護を除く)（要介護3）	10	
			8	
			4	
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることのできない場合	10	当該期間
6	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている	2	3か月以内
7	就学等	就学・技能習得のため通学し、保育をすることのできない場合	就労時間に準ずる	当該期間
8	虐待等	虐待やDVのおそれがあること	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間
9	その他、市町村が定める事由（死亡、離別、行方不明、拘禁等）		10	

【調整指指数表】

分類	No.	条件	指数
福祉的配慮	1	虐待やDVのおそれがある場合 里親委託が行われている場合	6
	2	ひとり親世帯	6
	3	子どもが障がいを有する場合	3
	4	保護者が重度の障がいで、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5	生活保護世帯	1
	6	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	7	育児休業取得により一度退所し、育児休暇明けに、保育所を入所希望	6
	8	小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	3
	9	希望する保育所に兄弟姉妹が入所している (希望順位が第1希望の場合は更に+1)	4 (+1)
	10	兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合 (多胎児の場合は更に+1)	2 (+1)
	11	転居による転園 転入による入所希望(転入元で認可保育施設在園児に限る)	1
子育て支援・少子化対策の配慮	12	特定職種への配慮(保育等への従事者)	4
	13	産休・育休期間満了後に入所希望	3
	14	出産・育児するために離職して、一度退所したが、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所を希望	3
	15	第3子以降の児童の申込みの場合	1
	16	親族等の協力者なし	1
減点	17	保育料未納者(未納が6か月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない)	-10

【指指数の合計が同点の場合の優先順位】

第1段階	調整指指数において 「福祉的配慮>養育環境の配慮>子育て支援・少子化対策の配慮」の順に優先する (マイナス調整は除く) <u>※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。</u>
第2段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等>不存在 >疾病・障がい >就労>親族の介護>出産>就学>災害復旧 (主に保育にあたる者の保育を必要とする理由)
第3段階	待機期間の長い世帯を優先する
第4段階	児童数の多い世帯を優先する
第5段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望>第2希望>第3希望>第4希望以降順」に優先する
第6段階	世帯の市民税所得割額が低い世帯を優先する

※ 指指数表(基準・調整)及び優先順位は、社会環境の変化などにより見直す場合があります。

※ 優先順位の第6段階において、税情報が確認できない方は優先度が低くなります。

12 利用者負担額（保育料）について

（1）利用者負担額（保育料）の金額

利用者負担額（保育料）の金額は、保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）や世帯の市民税の所得割額等に応じた段階的な料金設定となっており、「13 利用者負担額（保育料）基準額表（月額）」（23ページ参照）により決定いたします。

（2）利用者負担額（保育料）の階層区分の決定

利用者負担額（保育料）の階層区分を決定するにあたっては、基本、父母それぞれの市町村民税所得割課税額を合算して算定します。ただし、父母の合計所得金額がそれぞれ42万以下であって、同居の祖父・祖母がいる場合には、同居の祖父又は祖母のうち、市町村民税所得割課税額のより高い人物を算定に含めます。

※ 利用者負担額（保育料）算定の根拠となる市町村民税について、住宅借入金等特別税額控除や寄附金控除など、調整控除以外の項目は減算されません。

【算定方法】 市民税・県民税 納税・税額決定通知書（抜粋）

①普通徴収用

所 得	課税標準所得金額	市民税(円)	県民税(円)
得			
割	所 得 割 額 計		
額	調 整 控 除 額		
額	配 当 控 除 額		
額	住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額		
額	寄 附 金 税 額 控 除 額		
額	外 国 税 額 控 除 額 等		
額	配 当 割 ・ 株 等 讓 渡 割 控 除 額		
額	差 引 所 得 割 額		
均	均 等 割 額		

②特別徴収用

税 額	市 民 税	税額控除前所得割額 ④	⑤
		所 得 割 額 ⑥	計算に含まれません
額	県 民 税	均 等 割 額 ⑦	計算に含まれません
		税額控除前所得割額 ④	⑤
額	特 別 徴 収 税 額	所 得 割 額 ⑥	計算に含まれません
		均 等 割 額 ⑦	⑧

所得割額計－調整控除額
の値を算定に使用します。

税額控除前所得割額－税額控除額（※調整控除額のみ）
の値を算定に使用します。

（3）利用者負担額（保育料）の算定の切り替え時期

利用者負担額（保育料）は、毎年9月から算定に用いる税額年度が切り替わります。令和6年4月分から8月分の保育料は令和5年度の市民税の所得割額で算定し、令和6年9月分からの保育料は、令和6年度の市民税の所得割額で算定します。このため、年度の途中で利用者負担額（保育料）が変更となる場合があります。また、世帯状況等の変更により、年度の途中より利用者負担額（保育料）が変更となる可能性があります。変更となった場合は、別途通知を送付いたします。

【保育施設利用月】

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市民税額に基づく保育料

当該年度の市民税額に基づく保育料

(4) 利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料

⇒原則、保育課で税情報を確認させていただいておりますが、下記の場合には個別で対応をお願いする場合がございます。

◇ 未申告等の理由により税情報の確認ができず、保育課より税資料提出依頼の案内がきた方
→税資料の提出が必要です。ご提出は保育課の窓口までお願いいたします。

- ・令和6年4月から8月入所 …令和5年度の市民税所得割額が分かる資料を提出。
- ・令和6年9月以降に入所 …令和6年度の市民税所得割額が分かる資料を提出。

税資料とは

例 1) 市町村民税課税証明書

例 2) 市民税・県民税特別徴収金額の決定・変更通知書 などです。

※ 市町村によって証明書の名称が異なる場合がありますのでご注意ください。

※ 配偶者の扶養等により、収入がない場合でも非課税証明書の提出が必要です。

⌚ 税情報が確認できない場合の保育料について

本市において、税情報が確認できない方に対し、資料が提出されるまでの間は、仮の保育料とさせていただきます。（仮決定後、税資料をご提出いただいた場合、該当月にさかのぼって保育料を更正し、仮保育料との差額は追加納付又は還付となります。）

(5) 利用者負担額（保育料）の請求

- ・ 保育所の利用者負担額（保育料）は市が請求いたします。
- ・ 認定こども園と地域型保育事業の利用者負担額（保育料）は、施設から直接請求いたします。

(6) 利用者負担額（保育料）の納付

- ① 保育所入所者は、口座振替の手続きをお願いいたします。

用紙の提出	入所決定時に本市から送付される「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、 <u>各金融機関にご提出ください。</u> <u>※本市への郵送によるお申込みもできます。(ゆうちょ銀行は郵送非対応)</u>
口座振替の開始月	20日までに金融機関に直接、口座振替のお申込みをされた場合は、翌月の利用者負担額（保育料）より口座振替を開始いたします。 <u>※郵送でお申込みの場合は月末までのお申込みで、翌々月より口座振替を開始いたします。</u>
口座振替日	振替日（納付日）は毎月末日です。（ただし、月末が土・日・祝日・年末年始の場合は、金融機関の翌営業日） <u>※残高不足の場合は、再振替を行いませんので、市から送付する口座振替不能通知書で、納期限までに現金にてお納めください。</u>

- ② 認定こども園や地域型保育事業入所者は、利用する施設にお支払いいただきます。

お支払い方法については、入所決定後、利用する施設からお知らせいたします。

(7) 利用者負担額（保育料）の多子軽減について

① 同一世帯から教育・保育施設等（企業主導型以外の認可外保育施設は除く）のほか、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設通所部に同時入所している場合、2人目以降の保育料を下記のとおり軽減いたします。

上から2人目 ・・・・・・ 基準額の2分の1に軽減

上から3人目以降 ・・・・ 無料

【①の場合の例】

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	3歳	幼稚園	—
2人目	2歳	教育・保育施設等	2分の1
3人目	1歳	教育・保育施設等	無料

※就学前の児童が対象です。

※特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設通所部及び企業主導型保育事業所に通っている方については、在園または通園証明書をご提出ください。

② 同時入所以外でも同一世帯で3人以上の児童がいる場合、児童の年齢にかかわらず、3人目以降の保育料は無料になります。

【②の場合の例】

○1人目が中学生の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	14歳	中学校	—
2人目	8歳	小学校	—
3人目	2歳	教育・保育施設等	無料

※1人目の年齢上限は、18歳に到達する年度までが対象となります。

ただし、大学生等については、22歳に達する年度までが対象となります。

大学等に通っている方については、学生証（在学証明書）の写しをご提出ください。

※1人目が障がい者手帳・療育手帳等を所有している場合、20歳に達する年度までが対象となります。

○1人目が高校生の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	18歳	高校	—
2人目	8歳	小学校	—
3人目	2歳	教育・保育施設等	無料

③ •両親世帯のうち、市町村民税所得割税額57,700円未満の場合

→ 2人目を半額、3人目以降を無料に軽減いたします。（年齢問わず）

•ひとり親世帯等のうち、市町村民税所得割税額77,101円未満の場合

→ 1人目を半額、2人目以降を無料に軽減いたします。（年齢問わず）

【③の場合の例】

○両親世帯

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	7歳	小学校	—
2人目	2歳	教育・保育施設等	2分の1
3人目	0歳	教育・保育施設等	無料

○ひとり親世帯

1人目が教育・保育施設等に入所している場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	2歳	教育・保育施設等	2分の1
2人目	1歳	教育・保育施設等	無料
3人目	0歳	教育・保育施設等	無料

1人目が小学生の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	7歳	小学校	—
2人目	1歳	教育・保育施設等	無料
3人目	0歳	教育・保育施設等	無料

13 利用者負担額（保育料）基準額表（月額）※0～2歳児

階層区分		世帯区分	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	一	0円	0円
2 3	市町村民税非課税世帯	母子世帯等	0円	0円
		一般世帯		
4 5	市町村民税所得割非課税世帯	母子世帯等	5, 000円	4, 000円
		一般世帯	6, 000円	5, 000円
6 7	市町村民税所得割課税額 48, 600円未満	母子世帯等	7, 000円	6, 000円
		一般世帯	8, 000円	7, 000円
8	市町村民税所得割課税額 77, 100円未満		13, 000円	12, 000円
9	市町村民税所得割課税額 97, 000円未満		14, 000円	13, 000円
10	市町村民税所得割課税額 109, 000円未満		20, 000円	19, 000円
11	市町村民税所得割課税額 169, 000円未満		27, 000円	26, 000円
12	市町村民税所得割課税額 211, 200円未満		37, 000円	36, 000円
13	市町村民税所得割課税額 301, 000円未満		41, 000円	40, 000円
14	市町村民税所得割課税額 341, 000円未満		54, 000円	53, 000円
15	市町村民税所得割課税額 397, 000円未満		56, 000円	55, 000円
16	市町村民税所得割課税額 397, 000円以上		67, 000円	65, 000円

※ 階層区分は、当該年度の4月1日の年齢で決定いたします。



14 幼児教育・保育の無償化について

子どもたちに質の高い幼児教育・保育の機会を保障するため、3歳児から5歳児の子どもと、市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもの幼稚園や保育所等の保育料を無償化するものです。

※ 通園送迎費や食材料費、行事費など、実費で徴収される費用は無償化の対象外です。

(1) 施設型給付の幼稚園・保育所・認定こども園等

- 3歳児から5歳児までの子どもの保育料が無償となります。
- 0歳児から2歳児までの子どものうち、市町村民税非課税世帯のみ保育料が無償となります。

(2) 私学助成幼稚園等

新1号認定を受けることで、保育料が月額上限25,700円まで（※）無償となります。

※ 国立大学付属幼稚園は8,700円まで
※ 特別支援学校幼稚部は400円まで

(3) 幼稚園等の預かり保育

- 保育を必要とする事由に該当し、保育の必要性の認定（新2号認定）を受けた場合、3歳児から5歳児は月額上限11,300円まで預かり保育の保育料が無償となります。
- 満3歳児については、市町村民税非課税世帯のうち、保育の必要性の認定（新3号認定）を受けた場合に、月額上限16,300円まで預かり保育の保育料が無償となります。

(4) 認可外保育施設等

- 保育を必要とする事由に該当し、保育の必要性の認定（新2号認定）を受けた場合に、3歳児から5歳児の子どもの利用料が月額上限37,000円まで無償となります。
- 0歳児から2歳児の子どもについては、市町村民税非課税世帯のうち、保育の必要性の認定（新3号認定）を受けた場合に、利用料が月額上限42,000円まで無償となります。

★ 保育所・認定こども園の給食の材料にかかる費用（給食費）について

自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所・認定こども園を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食費（おかず・おやつ等）の費用が減免となる場合があります。

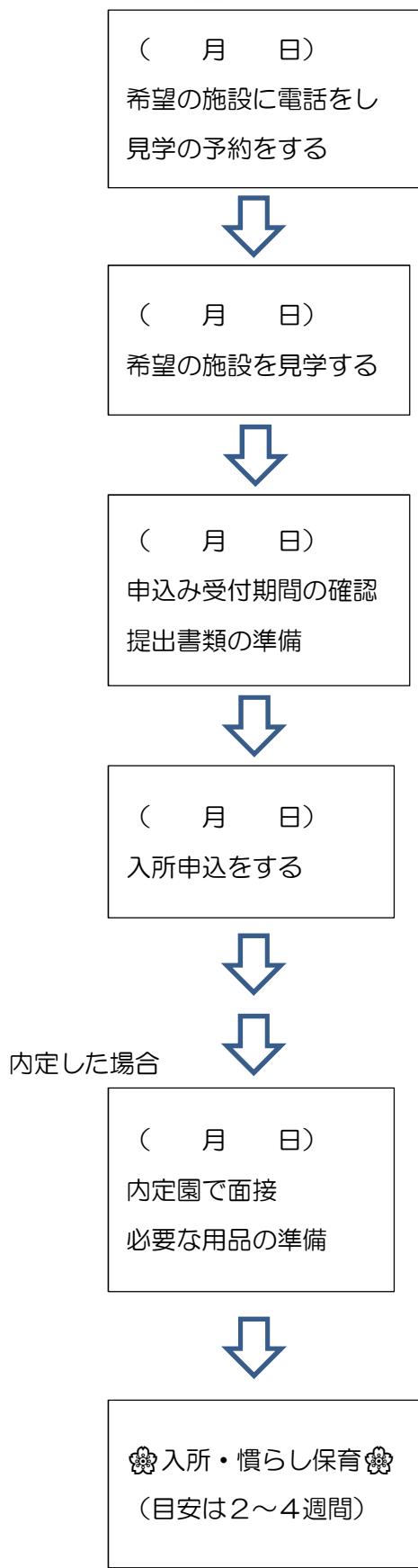
その他、「保育を必要とする事由」や対象となる施設等、制度の詳細に関しましては、市ホームページ 幼児教育・保育の無償化についてのページをご覧ください。

【ホームページ・幼児教育・保育の無償化】

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kosodate/hoiku/018637/index.html>



★入園までのスケジュールを立ててみましょう★



見学のポイント

- 保育園までの距離は通える範囲か
- 保育園の方針に共感できるか
- 保育士の雰囲気はどうか
- おむつは持ち込みか
(紙おむつ or 布おむつ)
- 布団やシーツは持参か
- 給食の内容 (アレルギー対応できるか)
- 看護師はいるか
- 雑費・延長保育料金
- 慣らし保育のスケジュール
- 保護者会の有無と頻度
-
-
-





15 よくある質問(Q&A)

要件についてのQ&A

Q：現在育児休業中ですが、教育・保育施設等の入所の申込みはできますか？

A：育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則申込みはできません。

ただし、入所を開始する時に育児休業を繰り上げて終了できる場合には申込みができます。

この場合は、就労証明書による勤務先からの証明が必要となります。

Q：現在求職中ですが、教育・保育施設等の入所の申込みはできますか？

A：申込みは可能です。ただし、求職中に入所が決まった場合、入所後3か月以内に就職することが条件となります。

施設見学についてのQ&A

Q：教育・保育施設等の見学はできますか？

A：できます。入所申込みの際には、事前の見学をお勧めしております。

- ・施設の方針や施設内の様子などを把握することができます。
- ・希望の施設を選ぶ際に様々な視点から検討することができます。
- ・入所後も安心してお子様を施設に預けることができます。

事前に教育・保育施設等に連絡し、日程を調整の上、見学してください。

(保育施設等の電話番号は34～39ページ参照)

入所申込みについてのQ&A

Q：申請の手続きで事前にしておくことはありますか？

A：ご希望の施設の見学、受入公表の確認、締切日の確認、提出書類の確認をしてください。

。

Q：就労証明書が期日までに間に合いません。受付できますか？

A：入所申込がすべてそろってからの受付となります。余裕をもってご準備ください。

Q：認定こども園と保育所を同時に申込むことはできますか？

A：できます。入所申込書の希望園記入欄にあわせてご記入ください。

Q：先着順で入所が決まるのですか？

A：先着順ではありません。保育の必要性を客観的に審査し、指數の高い方から入所が決定します。

Q：希望順位は選考に影響しますか？

A：「第1希望のみだから有利」また、「第〇希望だから不利」ということはありません。通える範囲内の保育園等を通したい順番で記入してください。指數の合計が同点だった場合のみ優先順位をつけます。(19ページ参照)

Q：認定こども園（1号認定）の入所申込みはどこで行うことができますか？

A：認定こども園（1号認定）の申込みは、直接認定こども園にお問い合わせください。対象年齢は、満3歳～就学前となります。(電話番号は35ページ参照)

Q：認定こども園に1号で通っていますが、2号に切り替えたい場合はどうしたらいいですか？

A：すでに在籍しているお子さまについては、各施設内での調整となります。在籍されている園にご相談ください。

Q : きょうだい同時に申込む場合、どのような選択があり、どのように調整されますか？

A : きょうだい条件は次の表のとおり、3つのパターンを選択することができます。

選択肢	調整方法
① 同時期に同じ保育施設等を希望 (同じ保育施設に、申込み児童すべてに空きがなければ入所できません。)	きょうだいが同時期に同じ保育施設等に入所できるか、希望施設順に調整します。
② 同時期であれば別々の保育施設等でもよい (希望する施設に、申込み児童すべてに空きがなければ入所できません。)	きょうだいが同時期に同じ保育施設等に入所できるか調整を行った上で、さらに希望施設の中で同時期に別々でも入所できる希望施設を調整します。
③ ひとりでも先に入所させたい ※「優先児童」又は「どちらでもよい」が希望できます。(優先児童を決めた場合は、そのほかの児童に空きがあっても、入所できません。)	きょうだいが同時期に同じ保育施設等に入所できるか調整を行った上で、さらに優先児童を対象に1人でも入所できる希望施設を調整します。 ※ひとり入所後については、希望に沿って翌月の利用調整を行います。 また、翌月から調整指標No.9を加えて利用調整します。(19ページ参照)

Q : 申込みをした後に、希望施設の変更はできますか？

A : 希望施設の変更は、保育課窓口にお越し頂くか、お電話でもお受けします。その際には、申込受付期間内に直接保育課にご連絡ください。(連絡先：028-632-2393・2394)

Q : 入所できなかった場合は再度申込書の提出が必要ですか？

A : 入所できなかった場合、引き続き利用調整していきますので、申込書の再提出の必要はありません。家庭状況や就労状況等に変更があった場合は保育課までご連絡ください。状況を確認のうえ、改めて提出していただく書類がある場合にはご案内いたします。

なお、11月1日時点での入所が保留となっているお子さまを対象に、翌年度の入所の意思を確認するための通知を11月中に送付いたしますので、必ず内容をご確認ください。

通知の内容について、ご不明な点があった場合は、保育課までご連絡ください。

※求職活動中や、妊娠・出産等の期間限定の要件でお申込みをされた方に関しましては、期間が終了する月の翌月の入所の意思を確認するための通知を認定期間が終了する月の前月の下旬に送付いたしますので、必ず内容をご確認ください。

Q : 申込みをした後に保護者の状況が変わった場合、内定取消になりますか？

(例) 申込み時に就労していた勤務先を退職した 等)

A : 各入所月の申込み締切日の状態をもとに指標を算定し、利用調整を行っているため、内定取消になります。ただし、一定の条件を満たせば、内定取消とならない場合もありますので、保育課にご確認ください。

Q : 入所内定を辞退した場合、ペナルティはありますか？ 今後の選考で不利になりますか？

A : 内定辞退された方へのペナルティはありませんが、内定辞退がありますと、施設での受け入れ態勢に影響があるほか、本来内定の出来た方が内定できない等の場合もありますので、慎重な保育園選びにご協力いただきますようお願いいたします。また、内定辞退をした方には保留通知が出ません。

Q：子どもに障がいがあります。入園できますか？

A：集団保育が可能であることが条件になりますので、必ず主治医にご確認ください。

また、障害者手帳・療育手帳等をお持ちの方は写しを申込み時にご提出ください。

なお、認可保育施設の設備・環境はそれぞれ異なります。必ず申込みをされる前にお子さまの状況について、ご希望の施設にもご相談ください。

お申込みの際は面接が必要になりますので、事前に保育課にご連絡ください。

認可保育施設の受け入れ態勢が整わず、入園ができない場合があります。

また、医療的ケアを必要とするお子さまにつきましては、受け入れ準備に時間を要するため、お早めにご相談ください。申込みまでに別途必要な書類を準備していただく場合がございます。

Q：保育園ごとの入園できた世帯の指数を教えてもらえますか？

A：入園者の指数を公開することで個別の家庭の状況が推測される場合もあるため、公表していません。

また、お申込みされる方の状況は毎年異なるため、入園できた世帯の指数は、保育園ごと、年齢ごとで大きく異なります。

※たとえ指数が高くても、空きがなければ内定できませんし、逆に指数が低くても他に希望している方がいない場合などは内定できるというように、他の方との比較で内定できるかどうか決まるもので、指数が何点あれば入園できるといったものではありません。

Q：4月以降の利用調整結果の連絡はいつ頃来ますか？

入所が内定した場合	4月入所【1次】希望者	2月上旬～中旬各保育施設等から電話連絡後、結果通知を発送します。	
	4月入所【2・3次】希望者	3月中旬に各保育施設等から電話連絡後、結果通知を発送します。	
	5月以降入所希望者	入所月の前月下旬に各保育施設等から電話連絡後、結果通知を発送します。	
入所ができなかった場合 <small>翌月以降も調整対象として、引き続き調整していきます。</small>	4月入所【1次】希望者	4月入所2次受付者とともに、再度入所の調整を行います。 ※希望園の変更がある場合、2次の申込期間中に御連絡ください。	
	4月入所【2次】希望者	あっせん 【有】	利用調整後、2週間以内にあっせんの通知を発送します。（通知後の流れは、5ページのあっせんを参照） あっせんにおいても内定されない場合は、3月中旬に保留通知書を発送します。
	4月入所【3次】希望者	あっせん 【無】	3月中旬に保留通知書を発送します。

※ 保留通知書は申込み月のみの発送になります。

ご希望があれば、申込み月以降も発送できますので保育課までご連絡ください。

※ 入所をキャンセルされた場合、当該月の保留通知書を発行することはできません。

※ 利用調整の結果については、電話でも確認可能です。（連絡先：028-632-2393・2394）

教育・保育施設等の受入れについてのQ&A

Q: 「教育・保育施設等受入れ状況一覧」を参考に希望施設を検討しようと考えていますが、
子どもは何歳クラスなのか把握の仕方が難しいです。教えて下さい。

A: クラス年齢の考え方は、毎年度4月1日時点の年齢になります。
詳しくは次の表をご覧ください。

【令和6年度年齢別クラス】

クラス	生年月日	
	和暦	西暦
0歳児	令和5年4月2日～	2023.4.2～
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	2020.4.2～2023.4.1
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	2021.4.2～2022.4.1
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	2020.4.2～2021.4.1
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	2019.4.2～2020.4.1
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	2018.4.2～2019.4.1

また、毎月25日に翌々月の受入れ状況（毎月25日時点の参考）を宇都宮市のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

※受入れ状況は公表時点での目安であり、保育士の配置や保育施設等の状況によって変動することがあります。

Q: 受け入れ状況が「×」の施設には申し込みできませんか？

A: 申込みできます。急な退園などにより空きが生じることもありますので、あくまでも参考としてご覧ください。

利用者負担額（保育料）についてのQ&A

Q: 利用者負担額（保育料）はどのように決まりますか？

A: 利用者負担額（保育料）は、原則、父母の市民税所得割課税額の合算額を基に決定します。また、8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市民税額により切り替わるため、課税額によっては金額が変更となります。（詳しくは20～24ページ参照）

Q: ひとり親家庭の利用者負担額（保育料）は無料ですか？

A: 利用者負担額（保育料）は市民税所得割課税額を基に決定しますので、無料とは限りません。（詳しくは20～23ページ参照）

Q: 利用者負担額（保育料）は認定区分ごとに設定されていますが、年度途中で

3号認定から2号認定に切り替わる場合、利用者負担額（保育料）は無償（無料）となるのでしょうか？

A: 満3歳に到達した年度途中に認定区分が変更となっても、利用者負担額（保育料）が年度末まで発生します。

Q：今年度中に3歳になる子どもがいます。3歳になってから保育施設等に入所した

場合の利用者負担額（保育料）は、無償（無料）となりますか？

A：利用者負担額（保育料）については当該年度4月1日現在の年齢が適用されるため、年度末まで利用者負担額（保育料）が発生します。

Q：祖父母と同居している場合は、祖父母も保育料の算定対象になりますか？

A：父母の合計所得金額が42万円以下であって、同居の祖父母がいる場合には、祖父または祖母のうち、どちらかの市町村民税の所得割課税額の高い人物を算定に含めます。ただし、父母のみで生計を維持していることが認められれば、祖父母は保育料算定対象なりません。

利用時間と保育料についてのQ & A

Q：保育標準時間（最長11時間利用）の認定を受けた場合、子どもを預け始めた時間から

最長で11時間は追加料金がかからず、子どもを預けることができますか？

A：保育標準時間認定の最大11時間とは、各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）のことです。この時間帯の範囲内であれば追加料金なしでお子さまを預けることができます。どの時間からでも追加料金なしで最長11時間お子さまを預けることができるということではありません。（各保育施設等の設定時間は34～39ページを参照してください。）また、利用できる時間は、通勤時間を考慮した上で保護者の状況等に応じ、最長11時間の範囲内で、保育が必要な時間となります。

Q：施設が定めた通常保育の時間帯を超えて、子どもを預けることはできるのでしょうか。

また、その時間を超えた場合、保育料はどのようになるのでしょうか？

A：施設が定めた通常保育時間を超え、お子さまを預ける場合は延長保育のご利用になります。（利用している施設が延長保育事業を実施している場合）

その場合、延長保育料を別途負担していただく必要があります。

併願申請についてのQ & A

Q：現在、共働き家庭であり、子どもを認定こども園（1号）又は幼稚園に入園させるか、

教育・保育施設等（2号）に入所させるか迷っているため併願したい場合、どのような

手続きが必要ですか？

A：認定こども園（1号）又は幼稚園と教育・保育施設等（2号）の両方の利用申込み手続きと併せて、支給認定は2号認定（お子さまが満3歳以上で、教育と併せて保育を希望。）を受けてください。認定こども園（1号）又は幼稚園のお申込みは、直接、認定こども園又は幼稚園にお願いします。

市内から市外の教育・保育施設等を希望する場合についてのQ & A

Q：宇都宮市以外の教育・保育施設等を利用するにはどうしたらいいですか？

A：宇都宮市以外の教育・保育施設等を利用する場合、保護者の申請により、本市の支給認定（保育の必要性の認定）を受けた上で、宇都宮市保育課の窓口で申込みをお願いします。申し込みは、ご希望される施設のある市区町村の締切日の約1週間前までにお願いします。なお、市区町村によって、締切日や必要な書類が異なりますので、ご希望の教育・保育施設等のある市区町村に事前にご確認ください。（詳しくは16ページ参照）

市外から市内の教育・保育施設等を希望する場合についてのQ & A

Q：現在、宇都宮市外に在住で、宇都宮市内の教育・保育施設等を希望できますか？

A：市外から宇都宮市内の教育・保育施設等を希望するには下記のいずれかに該当していることが必要となります。

- ・宇都宮市に転入予定
- ・里帰り出産
- ・保護者の勤務先が宇都宮市内
- ・宇都宮市内が通勤経路

その他、特別な事情がある場合については、保育課へご相談ください。

お申込みは、現在お住まいの市区町村の窓口にご相談のうえ手続きしてください。（広域の取扱いを実施していない市区町村もございます。）

なお、宇都宮市内に転入予定の場合については、宇都宮市保育課の窓口での申込みも可能です。ただし、郵送での申込はできません。（詳しくは17ページ参照）

地域型保育事業に入所した場合、3歳児以降の取扱いについてのQ & A

Q：地域型保育事業に入所した場合、子どもが3歳になったらどうすればいいですか？

A：0歳児～2歳児を対象とする小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）等には、卒園後のお子さまの預け先として、「連携施設」（認定こども園や保育所、幼稚園）を設定することとしており、連携施設において継続した利用を可能としております。ただし、連携施設以外を希望される場合は、新年度のお申し込みを期限内に行う必要があります。その際は、地域型保育事業の卒園児は、利用調整において、優先されます。（詳しくは19ページ参照）

Q：育児休業中に子どもが地域型保育事業を卒園する場合はどうなりますか？

A：卒園後、連携施設を希望される場合に限り、継続した利用を可能としております。

連携施設以外を希望される場合は、5月までに職場復帰される方に限り、新年度のお申し込みを期限内に行ってください。地域型保育事業の卒園児として優先されるほか、併せて育児休業からの復職としても優先されます。（詳しくは19ページ参照）

保育士についてのQ & A

Q：宇都宮市内の教育・保育施設等に勤務している保育士は利用調整で優先されますか？

A：宇都宮市内の教育・保育施設等に勤務している保育士等は、お住まいが宇都宮市内・市外にかかわらず、利用調整において、優先されます。（詳しくは19ページ参照）

16 入所後のお手続き

(1) 転園を希望する場合

教育・保育施設等に入所後、引越し等を理由に、他の施設への転園を希望する場合、在園中の施設から「保育施設等変更申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、「保育の必要性の確認書類」と合わせて、申込受付期間内に市に届くように在園中の施設にご提出ください。転園申請の申込受付期間は、新規申請と同様です。6ページの申込受付期間をご確認ください。転園申請は、新規申請と同様に基準指標に基づき、利用調整を行います。転園が内定した場合、内定先の園から電話連絡後、本市からの結果通知を発送いたします。入所が決まらない場合は、現在の保育施設等に在園のまま、翌月以降も調整対象として、引き続き調整していきます。なお、育休継続入所（33ページ参照）中の転園希望はできません。

(2) 退所する場合

家庭保育可能や転出等を理由に、在園の施設を退所する場合は、在園中の施設から「退所届」を受け取り、必要事項をご記入の上、速やかに在園中の施設又は保育課にご提出ください。

(3) 世帯に変更があった場合

転居、出生等、世帯に変更がありましたら、在園中の施設から「変更届」を受け取り、必要事項を記入の上、速やかに在園中の施設にご提出ください。

<婚姻又はパートナーとの同居をする場合の提出書類>

- ① 変更届
- ② 新たな保護者の、保育を必要とする状況の確認書類（就労証明書等）
※詳しくは8ページの「保育を必要とする要件と書類等について」を参照してください。
- ③ 新たな保護者の、利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料
※詳しくは21ページの「12（4）利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料」を参照してください。

(4) 認定区分が変更になった場合

- ◆ 保育を必要とする要件が変更になった場合、認定に必要な書類（8ページ参照）を速やかに在園中の施設にご提出ください。
- （例 第2子以降妊娠した場合、母子手帳の表紙及び出産予定日が分かるページの写し）
- ◆ 求職活動、育児休業中の継続利用、就労・就学が月120時間未満等の場合、認定時間が短時間になりますので、施設で設定されている時間をご確認ください。
- ◆ 認定時間が「短時間」の世帯で、利用施設の設定時間を超えた時間での利用となる場合、「支給認定区分変更申請書」をご提出いただければ、認定を変更することも可能です。
- （例 短時間の設定時間内にお迎えが間に合わない場合等）

【注意】変更を希望する月の前月20日までが保育課への提出期限となっております。

提出先は在園中の施設になりますので、余裕をもってご提出ください。

期限を過ぎて提出があったものについては、翌々月からの変更となります。

(5) 現況届の提出について

2号・3号認定を受けた方は、毎年1月頃に保護者の保育を必要とする要件の確認と、その年の利用者負担額を算定するために「現況届」の提出が必要です。

必要書類は、在園中の施設より配付されますので、期日までに必要書類をご提出ください。

(6) 長期欠席の取扱いについて

原則として、1ヶ月以上登園しない月がある場合、退所となります。

(例) 8月15日から欠席し、9月30日から登園・・・○

8月15日から欠席し、10月1日から登園・・・×

(7) 育児休業開始前に既に教育・保育施設等に入所していた児童の継続入所の取扱いについて

クラス	取扱い
全クラス 共通	既に保育所に入所していた児童については、下の子が満1歳になる月まで継続することができます。
3～5歳児	下の子が満1歳になった後も、引き続き育児休業を取得する場合、家庭状況及び児童福祉の観点から必要な場合は、その年度内で継続することができます。 → 次年度に小学校就学を控えている場合 (例) 下の子が満1歳になった時点で、5歳児クラスに在籍している → 児童の発達上、環境の変化が好ましくない場合 (例) 発達支援児保育を利用している

※ 妊娠・出産要件で入所した場合、育児休業での継続入所はできません。

※ 下の子が満1歳になる月に復職される方が対象となります。

また、下の子が満1歳になる月の翌月以降も育児休業を取得する場合には、妊娠・出産要件の満了をもって退所となりますのでご注意ください。

(例) 4月に出産し、翌年4月まで育児休業・・・○

4月に出産し、翌年5月まで育児休業・・・×

※ 法令上の育児休業に限らず、法人独自の就業規則等に基づいた休業や、自営業の方の育児に伴う休業も対象になります。

※ 宇都宮市外の保育施設に入所されている方は、上記の取扱いと異なる場合があります。

【提出書類】

出生前 出産予定月の確認ができるもの

(『新生児の母子健康手帳の表紙』及び

『出産予定日が確認できるページの写し』又は『妊婦健康診査受診票の写し』等)

⇒出産予定日より2か月前から「妊娠・出産要件」に切り替えができます。

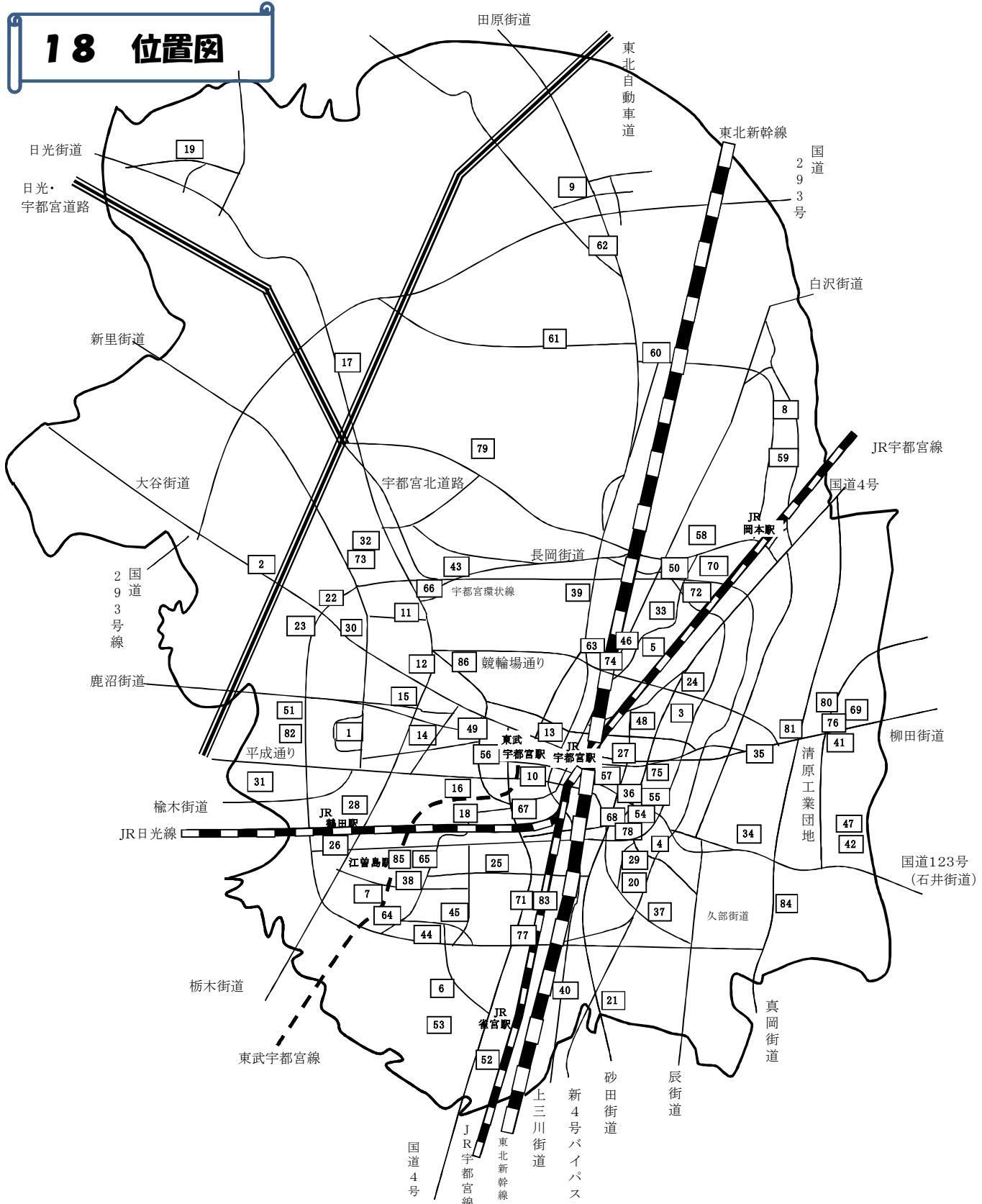
出生後 育児休業中の保育継続申込書（在園中の施設から受け取ってください）

(8) 宇都宮市外へ転出する場合

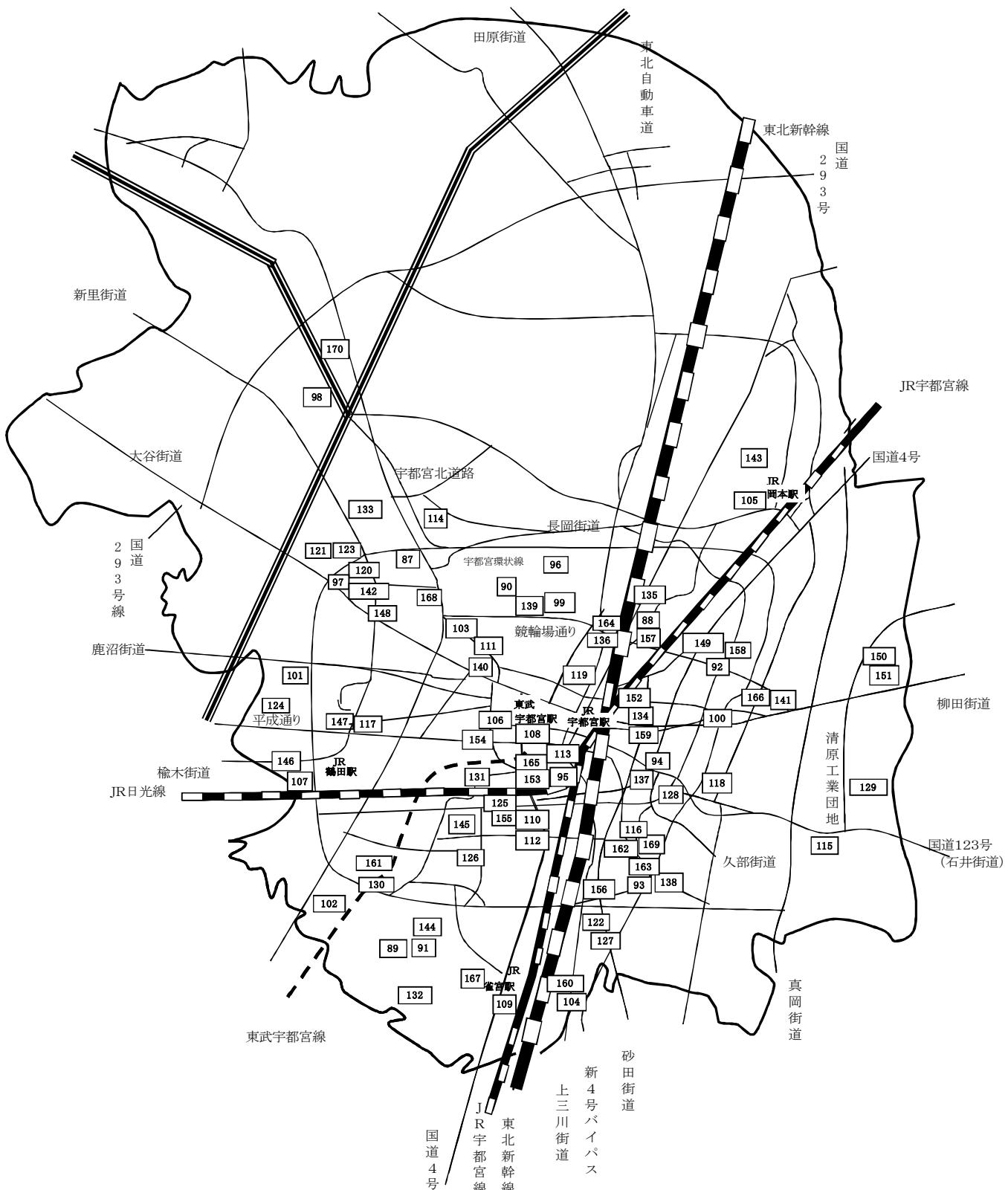
宇都宮市民ではなくなった（転出した）月末で退所となりますので、在園中の施設から「退所届」を受け取り、必要事項をご記入の上、速やかに在園中の施設にご提出ください。

なお、現在入所中の施設を継続して入所希望される場合（広域入所）は、転出が決まり次第、在園中の施設及び宇都宮市保育課、転出先の市区町村へご相談ください。転出後の広域入所は、原則として年度内（3月末）までの利用となりますが、施設の状況等により、継続できない場合もありますので、ご了承ください。

18 位置図



公立保育所		私立保育所												
1 西部保育園	10 宇都宮保育園	22 みちおせ保育園	35 まつばづくり保育園	48 今泉保育園	59 さくら保育園	71 上横田よつば保育園	81 あいせんの森保育園							
2 大谷保育園	11 宝木保育園	23 星花幼稚園	36 けいほう保育園	49 住吉第二保育園	60 ゆりかご保育園	72 つながるはいくえん御幸が原	82 ハートフルナーサリー							
3 泉が丘保育園	12 ナーサリースクールとまつり	24 御幸保育園	37 瑞穂野保育園	50 希望保育園	61 ゆりかごきっずなーさりーすくーる	73 西が岡保育園	83 上横田よつば保育園							
4 石井保育園	13 二葉幼稚園	25 江曾島保育園	38 すみれ保育園	51 ハートフルナーサリー	74 ひのおか保育園	74 第二分園	83 十字路保育園							
5 竹林保育園	14 住吉保育園	26 つくし保育園	39 バンビーニよさと	52 小羊保育園	62 ゆうゆう保育園	75 ようとう保育園	84 東部ひよこ保育園							
6 北雀宮保育園	15 うめばやし保育園	27 バンビーニゆめ	40 たんぽぽ保育園	53 星風会雀宮保育園ステラ	63 しらとり保育園	76 ゆいの杜保育園	84 となりのみなみ保育園							
7 東浦保育園	16 弥生保育園	28 つるた保育園	41 清原保育園	54 宇都宮大学まなびの森保育園	64 グリーンナーサリー	77 上横田よつば保育園	85 分園みつば保育園							
8 なかよし保育園	17 德次郎保育園	29 東峰保育園	42 ミドリ保育園	55 みなみ保育園	65 みなみ保育園	78 ひでので保育園	86 (仮称)松原保育園							
9 ゆずのこ保育園	18 オリーブ保育園	30 陽西保育園	43 ありんこ保育園	56 宇都宮大学まなびの森保育園(分園)	66 あゆみ北保育園	79 希望保育園分園								
	19 篠井保育園	31 しらゆめ幼稚園	44 こばと保育園	57 あゆみ保育園	67 不動前保育園	80 やまとこ保育園								
	20 平松保育園	32 野沢保育園	45 つばさ保育園	58 あゆみ保育園	68 あさひの保育園									
	21 ココロミ保育園 自然の森公園前	33 岩曾保育園	46 ひばり保育園	59 あづま保育園	69 太陽と青空保育園									
		34 東石井保育園	47 第二ミドリ保育園	60 ひまわり保育園	70 つながるまいくえん金井台									



認定こども園		地域型保育事業			
87 認定しらゆりこども園	102 認定こども園あつみ幼稚園	118 あかばね家庭的保育所	133 クオーレ	150 ゆめキラ。保育園ゆいの杜	164 地域型保育施設 うつのみやなでしこ保育園
88 認定こども園 Hinooka Preschool	103 認定こども園さくらんぼ幼稚園	119 見目家庭的保育所	134 ニチイキッズ元今泉保育園	151 太陽と虹空保育園	165 北総警託児センター「まるるーむ」
89 ひじり認定こども園	104 ひじり認定こども園	120 おのでら家庭的保育所	135 ころぼっくるの森保育園	152 ひばり第二保育園	166 このみ保育園
90 さかえ認定こども園	105 認定こども園金井台幼稚園	121 戸井田家庭的保育所	136 しらとり第二保育園	153 北総警保育センター	167 みらいの森保育園
91 さくら認定こども園	106 認定こども園清愛幼稚園	122 加藤家庭的保育所	137 リトル・ワンズ保育園	154 クローパ保育園	168 どちののみ保育園
92 認定うつのみやこども園 東うつのみや保育園	107 認定こども園伊東文化幼稚園	123 近藤家庭的保育所	138 コカラ上桑島	155 陽南わかば保育園	169 平松保育園居宅訪問保育
93 風と緑の認定こども園	108 松ヶ峰幼稚園認定こども園	124 たかはし家庭的保育所	139 さくらベビースクール	156 やいた保育園	170 うりずん居宅訪問型保育「かなさん」
94 認定こども園さくらが丘	109 認定こども園聖幼稚園	125 やまざき家庭的保育所	140 きらら保育園宇都宮さくら		
95 認定みどりこども園	110 認定こども園陽南幼稚園	126 保育所どんぐり	141 やなぎた保育園	157 ひのおか森のナーサリー	
96 みふみ認定こども園	111 認定こども園愛隣幼稚園	127 地域型保育施設 インターパーク保育園	142 あい・あい保育園	158 ゆめキラ。保育園ひらいで	
97 認定こども園駒生幼稚園	112 認定こども園陽南第二幼稚園	128 地域型保育施設 ママくまさんの託児室	143 ほのぼの保育園	159 駅ひがし保育園	
98 山王認定こども園	113 認定こども園静和幼稚園	144 どちの葉保育園	160 コカラ雀宮		
99 八幡台認定こども園	114 ほうとうく認定こども園	145 ひまわりソレイユ保育園	161 サンライズキッズ保育園 宇都宮園		
100 認定こども園平出むつみ幼稚園	115 (仮称) 認定こども園マリア幼稚園	129 第四ミドリ保育園	146 ナーサリーにここ		
101 認定こども園まこと幼稚園	116 (仮称) 認定こども園恵光幼稚園	130 こばと第二保育園	147 小規模保育「べたべた」	162 しもぐり保育園	
	117 (仮称) 認定こども園中鶴田幼稚園	131 ひよこ保育園	148 ようさいトル	163 そらまめ保育園	
	118 認定こども園まこと幼稚園	132 きらら保育園宇都宮針ヶ谷	149 御幸すだち保育園		

19 その他保育サービスのご案内

◇ 病児保育について

子育てと就労の両立を支援することを目的として、病気やけがのため、集団や家庭での保育ができない期間、お子さんを一時的にお預かりする事業です。

(1) 対象となる児童

次の全てにあてはまる児童が対象となります。

- ・ 宇都宮市に在住する就学前の乳幼児および小学校就学児童
- ・ 病気又は病気やけがの回復期にあるため、集団保育が困難であること
- ・ 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭での保育が困難であること

(2) 実施施設

実施施設名	住所	電話番号	実施日・時間	送迎
済生会宇都宮病院病児保育施設 おはなほいくえん	宇都宮市竹林町 941-3	678-9600	月～金 8:00～18:00 土曜日 8:00～13:00 第2土曜日 6月第2月曜日 は休園	○
福田こどもクリニック	宇都宮市下砥上町 1545-20	659-8850	月～金 8:30～18:00	
ひばり保育園	宇都宮市竹林町 550-2	627-1316	月～金 8:30～17:30	○
宇都宮東病院 どんぐり病児保育室	宇都宮市平出町 435	678-6788	月～金 8:30～17:30	○
ひばりクリニック 病児保育かいつぶり	宇都宮市徳次郎町 365-1	665-8897	月～金 8:30～18:00	○
インターパーク倉持呼吸器内科 ちびっこの保育園病児室	宇都宮市中島町 765-1	653-5969	毎日 8:30～18:00 (365日対応)	

(3) 利用料金

- ・ 生活保護世帯・市民税非課税世帯：日額0円
- ・ その他の世帯：日額2,500円

(4) 送迎対応（要登録）

保育園などでお子さんが体調不良になり、保護者が仕事などの都合で迎えに行くことができない場合、病児保育施設の看護師・保育士などが保護者の代わりに迎えに行き、病児保育施設が連携している医療機関の医師の診察を受け、保護者が迎えに来るまで病児保育施設で預かるサービスです。送迎対応が対象となるお子さんは、市内の保育園などに通っている就学前の児童です。利用するには事前に実施施設に登録が必要となります。

(5) 申込方法

事前に施設に電話予約をしてください。

ご利用の際には、「利用申請書」と利用可能であることを証明した「利用連絡票」を施設に提出してください。

◇ 休日保育について

休日（日曜・祝日・年末年始）に就労や病気等により、ご家庭でお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育を行います。利用するには、事前に登録が必要です。

（1）対象となる児童

休日（日曜・祝日・年末年始）に保護者が就労、病気等により家庭において保育ができない、次に該当する児童が対象となります。

- ・宇都宮市に在住する0歳（生後2ヶ月を経過）から就学前の児童であること
(しもぐり保育園は、小規模保育事業のため0歳（生後2ヶ月を経過）から2歳児まで)
- ・原則、2号及び3号の支給認定を受けており、かつ保育園などに入所していること

（2）実施園

実施園名	住 所	電話番号	実施時間
宝木保育園	宇都宮市若草2丁目3-31	622-1233	7:00～18:00
ようとう保育園	宇都宮市陽東3丁目15-27	612-2461	7:00～18:00
しもぐり保育園	宇都宮市下栗町2287-6	666-7460	9:00～17:00

（3）利用料金

保育料に含まれます。（休日保育利用に係る料金は発生しません）。

（4）利用までの手続き

利用を希望する保育園にご連絡いただき、登録するための面接日を決定します。

園から「休日保育登録申請書」「休日保育利用予定申請書」「健康調査表」を送られますので、ご記入の上母子健康手帳と併せて面接日にご持参ください。

利用されたい月の前月1日から20日までにお申し込みください。利用可能人数を超えた場合は、ご利用できない場合がありますのでご注意ください。

その他実施負担分や持ち物等に関しましては各施設にお問い合わせください。

◇病児保育・休日保育についてのお問い合わせは、各施設に直接お問い合わせください。